

佐賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第七十六号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則（平成四年佐賀県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十二号及び第四百四十八条中「会計管理者、」を削る。

第二百五十一条第二項中「不適當なものについては、これを省略することができる」を「できないときは、備品番号を適当な方法により表示するよう努めなければならない」に改める。

第二百五十三条第二項を削る。

第六百六十一条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

収支等命令者は、前条の規定により物品の売却又は棄却の決定をしたときは、委任出納員又は物品出納員に通知するとともに、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に掲げる帳簿に記入しなければならない。

第六百六十一条第二項中「会計管理者、」を削り、「送付」を「通知」に改め、同条第三項中「会計管理者、」を削る。

第六百六十五条中「重要物品」の下に「（同条第三号に掲げる美術工芸品類のうち、一品の取得価格又は取得評価額が百万円未満の美術工芸品類を除く。）」を加える。

第六百六十六条を次のように改める。

第六百六十六条 削除

第九百九十七条第一号中「、重要物品整理表」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県財務規則第九十七条の規定は、この規則の施行の日前に作成された帳票の保存については、なおその効力を有する。